

示に基き貴職においてとられた業務規程の改正その他必要な措置は、すみやかにこれを農林省（農林經濟局企業市場課）あて報告されたい。なお本命令に基く業務規程の改正については、中央卸売市場法第四条の規定により、農林大臣の認可を必要とすることとなつてるので、その手続をとられたく念のため申し添える。一、業務規程第三十二条第二号の「買付」を「買付（輸入を含まない。）」に改めること。二、業務規程において開設者の許可または承認により仲買人の場外買付禁止の規定の除外例を認め得ることとなつて、当該規定に基づき上記の業務規程の改正が行われるまでの間の経過措置として、仲買人の輸入業務を許可または承認すること。三、輸入により買付けたバナナを中央卸売市場に搬入し、場内にて取引する場合には、取引が中央卸売市場の本来の取引段階（卸、仲買い、小売の各段階を経て流通する。）を通じて行われるよう指導すること。」と、またことに懇切丁寧に農林大臣からいわゆる知事あてに命令が出されておるのであります。このいわゆる農林大臣命令が出されました、翌年の二月四日には東京都議会の本会議でこれを議決いたしましたのであります。このいわゆる農林大臣命令によると、いわゆる全陸連なるものが今回入札に入ってきたのであります。特に今回のバナナに限ってそういう処置を農林大臣がとられたということはどういうことであるかということを先般伺つたのですが、これに対し農林大臣はどういうふうにお考えになつておられたのか、その経過をお答え願いたいのです。

○河野国務大臣 私の記憶では、市場法の改正をこの国会に提案するため、実は昨年の夏から市場法改正に関する審議会ですか委員会ですかを開いて、全国の識者にお集まり願つてやっておるわけであります。それがだんだん進んで参りまして、成案を得てこの国会に提案をする準備をしたのであります。それと関連して今のような処置が行われたのだろうと思うのであります。なお御承知の通り砂糖などの特殊物資の差益をどうするかということは、昨年の予算編成当時から非常に問題になりましたして、そして予算編成に当つてこの差益をいかに吸収するかということは、政府におきましてもだんだん協議をいたしましてきめたものであります。

○佐竹(新)委員 どうも私はその点が納得いかないのです。市条例の改正をいたされるというお考えであったならば、特にハナだけの条例を東京都知事に命令して改正されなくても、本国会で全般的な改正をされるのであるならば、そのときに出されてもいいと思う。

もう一つこの問題についてお尋ねしたいのは、私は市場法というものができたところの一つの根幹は何であるかというと、卸売は卸売、小売は小売、仲買は仲買というような分業論の上に立つておると思う。今農林大臣の言わ

みても、市場法というものは分業論の上に立っておる、それを根底からこわすようなことになりやしないかといふように考るのですが、農林大臣はどうお考えですか。

○河野国務大臣 御承知の通り市場法につきましては、戦時中もしくは占領下におきまして非常な物資の不足の懸念に、市場の方がこれを十分集めてきて、市場の物資の潤沢をはからなければいけなかつた時代があるわけでござります。それが今度は逆に物資が相当過剰になつて参りましたので、そこに物の動きが變つて参りましたから、それにつれて運営についても変えていかなければならぬという問題が起つておられるわけでございまます。また今お話をございましたが、実績主義をとることも一つの方法でござりますけれども、物の動きについて実情が變つて参りましたから、いつまでも実績主義一本でやつて参ることには多少窮屈な面が起つて参りますので、順次実情に即して変えていかなければならぬ問題があることは、当然じゃなかろうかと私は考えております。

○佐竹(新)委員 そういたしますと、大体通産省の今日までの輸出入の問題は、ほとんど実績を中心にしてやられておるように考えております。しかし、今のような農林大臣の御答弁でありますと、今後実績主義は漸次解消していって、そしてだれでも通産省の窓口で輸入の手続がとれるようになってくる。たとえばベナナの場合には、「一つの色づけをする加工業者であります」が、何ら輸入業者の手續を経ずして、織物業をやる者とか、あるいは機械工などは

○河野國務大臣 これは御承知の通り輸入業者が輸入をする場合もあります。たとえば燐鉱石のごときは、実需要者たる肥料会社が燐鉱石の輸入の割当をもらって、そして輸入業者に委託してやっております。これは物によつていろいろござります。全部輸入業者がやつておると言えません。砂糖にしても、製糖会社が大部分はその為替のワクをもつて、そして輸入業者に輸入させておる。それでこれは輸入業者に順次ふやしていく方向がいいのではないかと考えております。そういうふうに正常化して参る場合には、輸入は輸入業者がやるということになります。しあうが、従来やって参りました傾向は必ずしもそういつてない、どう思ひます。

たならば、漸次競争もなくなつて、安くなつて、いくだらうというようなお考えを、これは先般も安田農林經濟局長も言われましたが、しかし今回の場合においては、國の吸い上げる差益額が入札によりましてほとんど倍の四千何百円といふところに上つてきただけであります。どういうことになりましても、末端價格にしわ寄せしてきて、高いバナナになつて、あなたの方のお考えになつておるところとは逆な方向に値段がつり上つてくる、どういうことになつてきますが、この点はどうお考えになりますか。

○河野國務大臣 砂糖でござりますと

が、バナナでありますとが、特殊の物資につきましては、一般の貿易の鐵

鋼をきめておるわけであります。従つてこれに対する需要が非常に多けれ

ば、差益を政府が少くとりまして、物は上つていくと思ひます。国内の需

給関係でこれはきまるのであります。

従つてこれは今回通産省がとりました

入札制度で国内の需給の情勢を見て、

その差益をなるべく多く政府が取り上

げる方法の方が妥当じゃないか、との

高い安いといふことは輸入の数字に対

して――数字は今申します通りに需給

によって為替の数字をきめるのではな

い、別の要素によつて為替の数字はき

められる、別の要素によつてきめられ

た為替の数字に対して、国内のバナナ

に対する需給が国内のバナナの價格を

きめると、いふことになると私は思うの

であります。従いましてその差額は最

大限に政府が吸収するのは妥当ではな

いが、そここゆとりを不當に残すとい

うこととはよろしいことではないとい

ふうに考えるのでござります。

○佐竹(新)委員 今回の差額は、もち

ろん國が大きく倍額に近いものを吸い

上げたのですから國としては利

益になりました。しかしながらこれは

われわれの考え方から見た正常な差益

は持つておらない。その証拠には、こ

の三月十日の期限で差益金の六億七、

八千万円余りの金をジェトロへ持つて

いたのですが、それで大きな経済力

は持つておらない。その証拠には、こ

ども、金ができないというので

す。それで保証金が没収になるとい

うなところまで追い込まれていった

のであります。それが突如として九日

の日の私の質問に対しまして、川野政

務次官もあるいは通産省の事務当局の

方から、十日の期限といふのは当然

あります。それが突然として九日

の日の私の質問に対しまして、川野政

務次官もあるいは通産省の事務当局の</

然関心を持っていなかつたのであります。たまたまこの間承わつたのであります。だからこの間も申し上げました通り、今お話の通りに、今までの处置は私は悪くないと思います。問題は今後不当に輸入期をすらして、今お話のようにそういう者に不当な利益を得させることでござりますから、それには悪いことでござりますから、また同時に大衆にも非常に迷惑をかけることでございますから、そういうことのないよう、行政を遅滞なく進めるといふことを通産大臣にお願いをしてでも必ずやることにいたしますとお答えを申し上げたのでございます。要は今だんだんお話を通りに、今後の行政において輸入の時期をすらし、特定の者に不当の利益を得さしめ、大衆に迷惑をかけるという処置が行われたときに初めて、今お話のようなことについて非難が起つてくるのだと私は思うであります。今までの処置は、入札で高く入れたら、入れた人が何の考え方があつて入れたか知らぬが、政府としては悪いと思います。決して私は悪いと思っていいといふのです。ただ、今後に問題がありますから、今後は絶対そういうことをさせぬように、また特定の者をもうけさせぬよう行政の措置を遅滞なく行つようにして参るということは、重ねて申し上げますが、もしそういうふうなことがありますれば、私はそういうふうにすることに考えます。

実はお約束申しました通りに十一時半でございますから、御無礼でござりますが、ちょっと中止させていただきます。

○神田委員長 通商産業の基本施策に関する調査につきましては、ただいま御承知のよう、河野農林大臣が先約がありまして中止されましたので、この質疑を一応後刻に譲ることとしたとして、他の議事を進めていきたいと思ひます。御異議ございませんか。

○加藤(清)委員 他の議事をやられる前にちよつとこの問題について……。

この審議を行うに当つて、私はきょうが最後だという委員長の言ですから、なるべくそれに支障を来たさないよう協力しようと思つてゐるのですが、実はこちらが協力するならあなたの方も協力してもらわぬと困る。と申しますのは、私が前に要求しておきましたところの、都条例の改正がなせ行きわたか、これに対する証人を喚問してもらいたい。それができなければせぬために、その理由書を提出していただきたいと、きょう終るという委員長の言に私は協力しようと思つておいたにもかかわりませず——きょうこれで終らないといふならまだ話がある。それはまだ後に出て来るだらうと考えられます、きょう終るという委員長のその言に私は協力しようと思つておる。そしたらあなたの方も協力して、これからいの資料は一つ出しておいていただきぬと、これは一方的な押しつけになる。一方的な押しつけでこながこちらでは三十円から四十円に充てられている。一体どこでどうしてそういう値段になるかといふ原価計算書を出してほしいといつておいたけれども、それが出ていない。すべて砂糖にしておも、確実にしても、石炭にしても、電気としても、ああいうむずかしい複雑なものをお審議するに当つてもお原価を出してもらいたいといつておいたけれども、それを出しても、バナナの値段になつてお話し申し上げて輸入していくだけのことだからこれはできるはずなつて、一体どうしてそうなるかが通つていつたんじや、どうも当委員会の権威にかかる。あなたの方も心もとないだらうと思う。従つて至急提出方を要求いたします。

○神田委員長 加藤君のただいまの資料提出の件について、通産省より御答弁願います。

○川野政府委員 ただいま御希望の資料はできるだけ早く提出いたしたいと思ひますが、そのうちの七ドル五十にきょう審議を終るというのにそれが出来ないといふです。それをバナナの値段にしてお出し申しますが、これは交渉によってきまりましたのでござりますから、ながなが資料はむずかしいと思ひますから、その点だけは御了承いただけたいと思います。

へは六ドルだ。日本へはFOBにして八ドルだ。これは一体どういうわけか。日台協定によつて向うが買つてもらいたい、買つてもらいたいといふバナナを無理やりに高く買つてゐる。こちらはほかの国へ出すよりも疏安二十五万トンを一かます十貫目俵について五万円も安く売つてゐる。そのお札にハイカンがアメリカよりも五割も六割もある。これがアメリカとして御提示願いたい。それがなければ審議が十分に行われないということを申し上げておいたにもかかわりませず——きょうこれにはわからないわけでござります。

かと、このためにはナナを単価幾らにするかと、これは両国間の国際交渉で別にきまつておりますので、たとえば原価は向うで一円だ、それを三円にするのは向うがどういう原価計算を行なつておいたかなどとは、これはわれわれにはわからないわけでござります。

○加藤(清)委員 私が要求しているのは、種詰さんによるもので、たとえば原価は向うで一円だ、それを三円にするのは向うがどういう原価計算を行なつておいたかなどと、これはわれわれにはわからないわけでござります。

間でございますが、バナナが七ドル五十五万円でござりますが、バナナと比較しての話じゃございませんが、これは交渉によってきまりましたのでござりますから、ながなが資料はむずかしいと思ひますから、その点だけは御了承いただけたいと思います。

それからもう一点は、今のハイカンの場合はバナナと比較しての話じゃございませんが、これは交渉によってきまりましたのでござりますから、ながなが資料はむずかしいと思ひますから、その点だけは御了承いただけたいと思います。

それからもう一点、先般お願いしましたハイカンが台湾の値段にしてアメリカへは五ドルで売られておる。欧洲へは大体六ドル、日本へは八ドル、一体これはどういうわけか、どう

してそなつてゐるか。むしろ私たちは、台湾から日本へ輸出されるものは、どちらから肥料その他をよそから、安くしてしかるべきだと思うの国よりも特別に安く上げていることか、こういうことを聞いておるのであつて、それの資料を提出してもらいたいといふのです。

それから、都条例が特別に改正されたのだが、この理由が聞きたい。そこで証人を喚問してもらいたいといふから、証人を喚問せぬでもわかればいいだらうという委員長の話だった。その通りだ、わかるためにやつてあるのだからわかれよろしい。そこでせめて東京都の都条例改正の責任者から、かくかくの理由でこの条例改正を上程して、かくかくの議決によってどうなつたという、その書類だけでもいいんだから、そんなものは何もこれから作るものじゃなくして写しをとつてくるだけのことだからこれはできるはずです。だからそれを私は要求してゐる。無理じゃないでしょ。どうしても証人として東京都知事をどこへ連れ去るといふたらこれは無理かもしけれども、あなたのおっしゃることに協調してやつてあるわけなんです。

○神田委員長 加藤君の資料の要求については、委員長責任をもつて審査いたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○神田委員長 速記を始めて下さい。

この隙理事の補欠選任の件についてお詫びいたします。

去る九日理事永井勝次郎君委員辞任につき、理事が一名欠員となつており

下に「、第一百四十二条」を加え、「第一百四十九条」を「第一百五十条第一項」に改める。

第一百四十二条第一項中「都道府県知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「若しくは帳簿書類」を「、帳簿書類その他の物件」に改める。

〔第八章 事業場の指定〕を「第八章 事業場等の指定」に改め

第一節 計量器使用事業場」に改め
第一百七十三条の見出し中「事業場の」を削る。

第一百七十九条から第一百八十二条までの規定中「被指定者」を「指定使用者」に改める。
第八章中第一百八十二条の次に次の二節を加える。

〔第二節 特殊容器製造事業

(指定)

第一百八十二条の二 商品を入れて法定計量単位による体積により販売するのに用いる透明又は半透明のガラス製の容器であつて通商産業省令で定める型式に属するもの(以下「特殊容器」という。)の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けることができる。

(指定の申請書)

第一百八十二条の二商品を入れて法定計量単位による体積により販売するのに用いる透明又は半透明のガラス製の容器であつて通商産業省令で定める型式に属するもの(以下「特殊容器」という。)の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣に提出しなければならない。

第一百八十二条の二前条の指定を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所名

三 特殊容器の製造のための設備在地である。通商産業省令で定められたものの名称及び数

四 主任の技術者の氏名及び経歴

五 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号

(指定の基準)

第一百八十二条の四 通商産業大臣は、前条の指定の申請が左の各号に適合すると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 製造する特殊容器の容量の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものと認めること。

二 前号に定めるものほか、製造をする特殊容器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。

三 特殊容器の製造のための設備を備するものであること。

四 第百八十二条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。

(準用)

第一百八十二条の七 指定製造者は、

指定期間を受けて工場又は事業場において製造した特殊容器が前条第一項各号に適合するものでないときは、同項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしてこれを譲渡し、又は貸し渡してはならない。

2 前項の場合において、特殊容器が前条第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めなければならない。

3 第百八十二条の二の指定を受けた工場又は事業場において製造をする特殊容器が次条第一項に適合することを確保するため、その製造及び検査の方法に因し製造管理規程を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(表示)

第一百八十二条の六 指定製造者は、

指定を受けた工場又は事業場において製造をした特殊容器にその特殊容器が左の各号に適合する旨を表示するには、通商産業省令で定める方法によらなければならぬ。

一 第百八十二条の二の通商産業省令で定める型式に属すること。

二 その器差が通商産業省令で定める容差公差をとれないこと。

三 第百八十二条の三の第五号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第百八十二条の二の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

2 指定製造者は、前項の規定による表示をするときは、その特殊容器に、通商産業省令で定める方法により、第百八十二条の三の第五号の規定により同条の申請書に記載した記号及びその型式について第百八十二条の二の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

3 第百八十二条の四各号の一に適合しなかつたとき。

4 第百八十二条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。

(有効期間)

第一百八十二条の八 第百八十二条の二の指定の有効期間は、指定の日から起算して一年とする。但し、再指定を妨げない。

(指定の取消)

第一百八十二条の九 通商産業大臣は、指定製造者が左の各号の一に該当するときは、第一百八十二条の二の指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第百八十二条の四各号の一に適合しなかつたとき。

四 第百八十二条の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。

六 第百八十二条の九の規定による第一百八十二条の二の指定の取消

第二百二十二条第二項中「計量士国家試験」の下に「、第百八十二条の二の指定、第一百八十二条の八但書の再指定」を加え、「第一百四十九条」を「第一百五十条第一項」に改める。

第七百三十九条第一項に改める。

第二百三十四条中「又は第六十八条」を「、第六十八条又は第一百八十二条第一項若しくは第三項」に改める。

第二百三十五条中「第七十二条、第二百三十五条中「第七十二条、第二百三十五条中「第七十二条、

第二百三十五条中「第七十二条、第二百三十五条中「第七十二条、

六

別表中「十一 計量器使用事業場の指定を受けようとする者

一件につき 一、〇〇〇円」を

「十二 計量器使用事業場の指定を受けようとする者

一件につき 一、〇〇〇円」を

「十三 第百八十二条の二の指定を受けようとする者

一件につき 三〇、〇〇〇円」を

「十四 第百八十二条の八但書の再指定を受けようとする者

一件につき 一五、〇〇〇円」を

「十五 容量検査を受けようとする者

一箇につき 一、〇〇〇円」を

「十六 容量が二立方デシメートル未満の容器

一箇につき 一、〇〇〇円」を

「十七 容量が二立方デシメートル以上の容器

一箇につき 一、〇〇〇円」を

「十八 第百三十二条第一項又は第百四十九条の検査を受けようとする者

一箇につき 一、〇〇〇円」を

改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過しない範囲内で政令で定める日から施行する。

○川野政府委員 計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

計量法が近年における計量器の著しい発達に即応して新しい計量器を大幅に取り入れ、また終戦後の法制民主化の線に沿つた諸規定を盛りまして、従来の度量衡法とは面目を一新した法律として施行されましたのは、昭和二十七年三月であります。以後現在までに約四年を経過いたしまして、関係法令も整備され、計量行政も充実して参りました。しかしながら計量法の四年間の運用の結果、同法が計量の正確性を保持するためには現状では早急に実施することが困難な点並びに計量器使用者の便をはかる上において不合理な点がありますので、これらの諸点につきまして、若干の修正と補完とをす

る必要が生じてきたわけであります。このような事情からことに計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案の最もな改正点の第一は、正確に計量する義務の規定につきまして、量目の公差を、生活必需物資のよろな重要な商品から順次定め、正しい取引を促進することができるようになしたことであります。

第二は、容量検査を廢止し、これにかわる制度として容器の型式を定め、その型式に適合する容器で容量の正確なものを自動的に製造し得る設備を持つた容器の製造事業者を指定いたしました。そして、その指定事業者にはさらに自己検査をさせ、これに合格した容器にその旨の表示をさせて、正確な容器の容量を正確にするようにしたことであります。

なお、そのほかに、ばかりの販売事業者に対し、はかりについて簡易な修理権限を与えること、自動制御等合理化に使用される計量器について、メーカーがアフターサービスを自由に行い

得るようとしたこと、並びに定期検査にかかる検査を受けることのできる期間を広げること等若干の条文改正を行なうこととしたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概要であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望いたします。

○神田委員長 本案に関する質疑は、後日に行なうことといたします。

○神田委員長 なお、去る十六日本委員会に付託されました下請代金支払遅延等防止法案を議題とし、審査に入ります。

まずその趣旨の説明を求めます。横田公正取引委員会委員長。

下請代金支払遅延等防止法案（目的）

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、

もって国民经济の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第一条 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に對し支払うべき代金をいう。

第三条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容及び下請代金の額を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

第五条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるとおり、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他他の事項について記載した書類を作成し、これを保存しなけれ

5 いう。

この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託又は修理委託をした場合に下請事業者の給付に對し支払うべき代金をいう。

第三条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容及び下請代金の額を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請事業者の給付を受領した後、下請代金を遅滞なく支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

第五条 親事業者は、下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした場合は、公正取引委員会規則で定めるとおり、下請事業者の給付、給付の受領、下請代金の支払その他他の事項について記載した書類を作成し、これを保存しなけれ

4 4 この法律で「下請事業者」とは、個人又は資本の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対する製造委託又は修理委託をするものをいう。

この法律で「下請事業者」とは、個人又は資本の額若しくは出資の

総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、親事業者から製造委託又は修理委託を受けるものを

うことでやっているわけでございま
す。たとえば台湾の砂糖というものに
いたしましても、日本がドルを払うな
ら国際価格で供給しよう。しかし清算
勘定で、現金のやりとりをしないとい
うのであれば高く買ってくれ、そい
うことをほかの物資でもやってるわ
けでございますので、かりに日本が台
湾に対してペイオフのためにドルを払
うということならば、歐米並みで買い
付けることができるということになる
と思いますが、現在のような清算勘定

そこらへはしているのじゃないか、そ
の点は最近の通貨を今調べております
から、後刻はつきりしたことを申し上
げたいと思っております。もうしばらく
お待ちをいただきたいと思います。
O 加藤(清)委員 詳細を私は聞こうと
は思ひませんけれども、バナナが腐る
から保険金が高いというのなら話はわ
かるけれども、石炭よりも高いような
バナナの運賃があるというようなこと
はおかしな話になりますよ。
それからもう一つは、今のお話でさ
ざいますがあつちょうどだいま日台協
定が台北で審議中なので、しかもそれが
が難渋してまた日延べをしてくれとい
う通知が来ているでしょう。だから私
は言つたのです。それはなるほど清算勘
定なんです。清算勘定だから向うの
をキヤッショニで買うよりも高くして
くれといふのは無理はないことなんで
す。それだったら日本の疏安もよそへ
売るよりも高くしてもらつたらいいん
じゃないですか。それがおかしいと言
うんですよ。疏安だけはよその国へ
キャッシュ・オン・デリバリーでやる
よりも安く売つて、そうして向うのも
のだけは清算勘定だから高く買わなければ
ならぬらしい、なるほど向うは日本の
買いたくないものを買うといふかもし
れないけれども、それは日本だって向
うの買いたくないものを買わされてお
るのです。五分々々なんですね。そり
うところからいへば、なぜ日本だけが
外國よりも高く買って、売るのは内
地の百姓に売るのより安く外國で売
らなければならぬのかということです
す。確安会社の肥料が出血だといふ。
これが一体どとにかかるつておるかと

いうと、日本の百姓や日本の消費者であるところの、バナナを買って食べる子供に背負わされておるということなんです。これはおかしいというのです。これは今日に始まつたことじゃない。だからあなたの答弁だけではとても満足ができない。なるほどアメリカならばいくさに負けたのだからやむを得ぬ、ある程度メイファーズで引き下げるかもしませんけれども、なせই台湾との交渉において、そのようなことをしなければならない。実におかれども私は言うんだが、この問題は事務相は当然満足できないでしょう。もしあなたが満足しておるというのだったならば、あなたは日本人じゃない。だから大臣に出たはらわなければ話にならぬ。
○佐竹(新)委員 関連質問。バナナの運賃が五ドルなんて、そんなんばかな……。これは一ドルなんです。最近の運賃は……。それだから私は責任ある答弁をしてもらいたいと言うんだ。まるでこれを聞いて、だれが考へても、バナナの運賃が五ドルといふことはない、一ドルなんです。私は政務次官にお尋ねしますが、さつき河野農林大臣が言われましたが、要するに市場の業務規程の改正を東京都の知事に命令して、それからさらに安田農林経済局長の名でもって、バナナの輸入方式などを頼まれたのですが、どうなんですか。河野さんは知らぬという。農林省はどういうものを出しておるという。これは通産省の方から農林省の方にそういうことを頼まれたのですが、どうなんですか。一体だれがどんなことを言ったのです。

か、政務次官どうなんですか、どうも私はふに落ちない。通産省の方からどういうことをしてくれということを農林省の方に頼まれたのですか。どうなんですか。

○川野政府委員 実は通産省はそういう問題については全然タッチしておりません。しかし先般も御説明申し上げましたように、バナナの輸入についても、もちろん輸入実績者を重んじますことは当然でございます。しかし一部には新しい人も輸入させたらどうふうな点から、実は従来の実績者にもいろいろ相談をいたしたのであります。ところがその相談がまとまらずに、結論において従来の輸入業者の納得のもとに、試みとして輸入制度をとった、というふうなことでありますと、通産省としてもたしましては、農林省が圧迫いたしましたために新しい人を入れに加えた、こういうことではございません。その点はどうぞ了承していただきたいと存じます。

○佐竹(新)委員 一部の人とあなたは言われますが、一部の人の新しい人を加えた、あなたは御事情をお知りにならぬから深く追究はいたしません。この安田農林経済局長から安井都知事あてに出しておりますのは、どういつて書いてある。いろいろ書いてあるが、その他の施設については当該施設の所在地を管轄する市町村長の権利関係証明書によるものと有するすべてのものを言うのであるから念のために云々と言つております。要するにこれがために、全国のおよそ八百屋さんみた人が市町村長の証明書をとつてきて、千何百人というものが入札の申請をしたのです。これは安田経済局長が

がいれざるを得なかつたということなどがはつきりここに出てゐるのです。農林大臣の命令で業務規程を改正さして、さらにこまかい指示までしておるのであります。通産省はだれに頼まれてこんなとこをしなければならぬか。忙がしい農林省がそんなこまかいことに気がつくればいいが、だれが頼んだのですか。だれが頼んで入札をやらしたのですか。輸入秩序をだれが乱したのですか、私はわれわれは知つておる。それはそれでいいが、だれが頼んだのですか。だれもなければ全首連でも何でもない。通産省がまた新たなものを加えていくなをついておるのです。私は輸入業者でもなければ全首連でも何でもない。だから私はあなたにお尋ねしておる。ところがいいがんに、それは別に農林省でないと言われても、事実がものらば輸入行政の秩序を乱してしまつ。だから私はあなたにお尋ねしておる。おお八百屋さんまでも千何百人全部入れておる。だから私は通産当局にお尋ねいたします。窓口は通産省なんです。それには無関係の方面から政治的な手が加わつてくればあなた方はいつでももういうことをするのですが、どうですか。

適當でながろうか、こういうふるな考
えのものに、さらに農林当局といたし
ましても新しい人を希望いたしてお
る。こういう実情でございまして、そ
ういうふるな点から一部の新しい人を
今回入札して試験的に加えたらどうか、
こういうふるなことで実はやつてみた
よ的な次第であります。

○田中(武)委員 ただいまの質問答弁
に関連してお尋ねいたします。先ほど
次官は都条例の改正については知らな
い、このようにおつしやつたのです
が、それならば先ほど佐竹委員が河野
農林大臣に御質問の際に読み上げまし
た、昭和三十年農經五、〇四二号、昭
和三十年十二月十四日に農林大臣から
安井都知事あての「ベナの輸入方式
に関する取引について」という中
に、今般政府においては農林省通産省
両省合意の上台灣産バナナの輸入方式
につき別紙の通り行うことにしました
が云々といふことになつておる。こち
らが云々といふことは全然知らない
いのを農林省が合意の上こうやつたと
いうように書いて通牒を出されたのか
どうが。こういうことは全然知らない
のに農林省が勝手に書いて出されたの
ですね、そういうことでありますね。

○川野政府委員 実は新しい人を輸入
業者の中に加えるかどうか、こういふ
ようなときに、ある程度加えたらよか
ろうといふようなことに実は当局が考
えました當時におきましては、都条例
を改正せぬでも当然できるもの、こう
いうふうに実は考えておったわけであ
ります。ところが研究いたしまする
と、都条例を改正せねばできない、
こういう事情下にあつたようでござい
ます。しかしただいま申し上げました

Journal of Oral Rehabilitation 2009; 36: 103–109

○田中(武)委員 次官の御
ますと、ある程度新しく入
とうことについては通産
おつた。しかしそうするた
例を変えなければならぬ
があとでわかった、こうい
われておりますが、それじ
通牒を農林大臣が出された
かったのですが、その前に
ですか。

○川野政府委員 実は大へ
ざいますが、あとで知った
でございまして、都条例の
ついては、通産省に相談な
けでできるございを
従って農林省だけで改正を
ううじうじになつておりま
○田中(武)委員 そういた
こういう通牒を都知事に出
ことはあとでわかった。従
とは全然知らない、こ
に解釈していくですね。

○川野政府委員 そうです
○田中(武)委員 そうしま
通牒は通産省と農林省の合
うやるんだ。しかも通産省
である輸入の問題について
ものが出来たことにい
わかつたが、通産省として
何も言わなかつたのです
も事後において了承せられ
るのは事務的なものじゃな
か、その点どうですか。

農林省によりますと、この上での主管事務は、そういうふうなことです。それと、農林省にいしておられます。それで、農林省から説明いたします。

のある者ははういでので、みなベナナをもらひたいから來た。その當時一口土万円、二十万円のプレミアがついていました。輸入業者と全色運にぱつてしまつて、八百屋さんは東京まで旅費を使って通産省の窓口へ来まして、ああでもない、こうでもないといふて書類だけ出させられて、それで市町村の証明書を送つたところが、いろいろなことを言うて、結局資格からはばれてしまつた。これは迷惑しこそです。こういふ幅を広げて、旅費を使つてきましたのが、みんなおじやんになつてしまつた。こんなむごたらしいことをして、公報でなせ発表するかといふので、その当時私は神田委員長に詳しい書類を出しました。そして官房長官がだつたかに、これは大へんなことだ、だから一つ何とかしてやつてもらいたい、こういふことも陳情したことがあります。一口について十万円、二十万円という権利を買ひあさつた、そういうものを教えたのは、いわゆる市条例を改正したから、こういふことになつてきまつたのです。そういうところから始まつて、そういうものを出さなければならぬ。窓口が通産省である以上——通産省はなぜそんなものを自分らが手続きされて改正されたか。農林省の方ではわれわれは知らなかつたと言う。こんなばかげたことがありますか。だれが一体こういふことをやらしかた。河野農林大臣はわはういでので、それは知らぬ、それは下僚の者が出したのだ。それで下僚の者はだれに頼まれたか。通産省は迷惑しこうです。それ

かし實際問題といったしましては、御説のようにある程度の混乱を来たしましたことはまことに恐縮に存じております。しかし今後といったしましては今回この混乱になんがみまして、十分な検討をいたしまして、適正な方法をとりたいと考えております。

○加藤(憲)委員 大臣がいないから次官にお尋ねするが、決してこれは通産省を責めようとするのじゃないのですから、よく聞いて下さいよ。この法案が行われる前はどういう輸入業者を拡大したこと、これは通産省の意図じゃなかつたでしょ。そこが聞きたいのです。通産省の意図でなくして、農林省その他何か知らぬけれども、その意図によつておやりになつた私は解釈したいのです。もしもたがうじゃないのだ、承知してやつたのだとお答えになるならば、私は次に聞きたいことが出てくる。なぜかなれば、なるほどあなたはバナについては新規業者をよやしたい、こうおっしゃつたのでござりますが、このあなたの方の大方針によりますと、この国会の当初に出されました大方針、バナのことも砂糖のこともペイカンのことも書いてあります、ところがそこにはそういうことが書いてないのです。むしろ商社が多過ぎるので貿易を乱している、従つてこれは将来整備統合して、商社の信用力を強大にしなければならぬ、それが貿易振興の目的である、このように大臣も、すべてが述べていらっしゃる。そこでそういう大方針が打ち立てられて、しかもなおその外貨の割当は商社から設備に移行ではなくして、設備から商社に移行しようと、AA制にしようという大方針を立

てられていらっしゃるわけです。そうするととくにいふんこれは逆行しているわけです。従つてあなたたちはこんなことをおやりになるはずはないのです。そこでもう一つことで御参考にあなたたがおつしやつた通り、設備を持つてあるものに許したからというてそういう大勢いらないだろうとおつしやつた。私はある程度あなたのおつしやることは正しいと思う。正しいです。なぜ正しかといふれば、設備を持つてある加工業者は加工業者ではないのですよ。加工業者が設備を持つてある場合もありますけれども、それは紡績の場合が多くて、このバナを限つては色々の設備は都市の市場が持つてあるのです。そこで使うだけの話なんです。設備の保有者と設備の権利を持つてあるものと、それから色つけ業者とは同じものもありますけれども、ほとんどは別個なんです。だからもし設備を持つてこなければならぬ、こういう勘定が出来たという事にあってもこれは間違ったのはずなんです。そこであなたは知らずにやつた、いや言われたからやつたんだ、こうなんでしょう。まさかそんなことを知つていたら、通産大臣や私の信頼する川野政務次官がそんなことをやるはずがないですよ。そうでした

○神田委員長 この際暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は開会を至らなかつた〕

ては、たびたび御説明申し上げましたようだ、輸入業者の実績を重んずるといふことは当然でございます。しかし協議いたしまして、そして幾つかを新しい人に割り当てるということで、実は従来の輸入業者と相当に御相談申し上げたのでございます。一部新しい業者を入れる、こういうことで実は従来の実績者と相当相談を申し上げたのでございますが、相談がまとまり、その結果従来の輸入業者も入札制で一回やってみてもよがろうということに話し合ひがなりまして、今回の入札といふことになったような次第でございまして、初めから入札ということがではなかつたのでございます。

○川野政府委員

この問題につきまし

頁	段	行	誤	正
第十八号中正誤				